

九州産業大学大学院

KYUSHU SANGYO UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL



令和2年度 研究成果発表会

身体障がい者の経済的自立に関する研究

博士前期課程

経済・ビジネス研究科 経済学専攻

崔 思夢

主査 萱沼美香
副査 関根順一
中原裕美子

研究の背景

日本では、家族等による相互扶助という伝統的な家族共同体的考えが強く、成人した障がい者においても家族等がその扶養の第一責任者との意識が大きい。一方で、家族等が障がい者を虐待する現象なども生じている。

現在、日本では障がい者に対して、福祉サービスによる生活支援や年金制度等による経済的支援を行っており、近年は障がい者の自立を目指す為の施策が推進されている。しかし、現実には成人した障がい者が一人で自立した生活を実現することは難しい現状がある。

研究目的

本研究では、障がい者の経済的な自立とは何か、障がい者が家族に依存せず、障がい者自身で経済的自立を目指すために必要なことは何かを明らかにすることを目的に、文献・統計資料等を用いて身体障がい者の経済状況や就労・雇用の現状を分析し、身体障がい者の経済的な自立を実現する施策のあり方について考察する。

研究概要

まず、身体障がい者の状況や経済状況などを分析し、在宅の18～64歳の身体障がい者の約6割が重度障がい者であり、加齢とともに身体障がいを有する者が増えることを明らかにした。経済状況では、身体障害者手帳所持者のうち6割強が貧困線を下回り、障がい者の半数以上が親同居に依存していること、一方、稼働収入を得ながら生活したいという意識があることが分かった。そして、経済的自立を目指すために必要な追加的収入が98,640円であることを示した。

次に、身体障がい者の就労・雇用に関する政策の変遷、障がい者就労・雇用の現状を分析し、就労・雇用政策は労働政策の雇用率制度と福祉政策の福祉的就労施策から展開しており、一般就労に就くことが経済的自立を目指すのに有効であること、一般就労者を増やす課題として、特別支援学校や福祉的就労からの進学・移動率が低いこと、雇用環境の改善等を要すること、法定雇用率及び納付金制度の実効性が低いことを明らかにした。福祉的就労の就労支援継続B型では、就労条件及び対価の面で課題があることを示した。

そして、諸外国の障がい者の雇用政策も含めて課題の考察を行い、日本の法定雇用率は低く、企業への金銭的インセンティブとしての納付金制度が不十分であること、賃金保障では減額特例制度があり、生産性の低減した障がい者への最低賃金保障がないこと、障がい者を戦力として有効な人材であるとの意識が共有されていないこと、福祉的就労では対価の法定最低賃金に近い保障がなされていないこと等を明らかにした。

考察・まとめ

以上の分析を踏まえ、日本の身体障がい者の経済的自立を実現するための一般就労における課題として、障がい者の職域開発や職場環境整備・雇用管理や人的支援等の助言、支援のさらなる強化や、就労支援組織による手厚いサポート体制の強化、さらに、現行の法定雇用率と納付金制度の見直しが必要であることを述べた。また、福祉的就労においては最低賃金を適用し、差額を補填する賃金保障の仕組みを検討することも一考であることを示した。

指導教員コメント

本研究は、多様な文献・統計資料をもとに、身体障がい者の経済状況及び就労・雇用の現状を分析・考察し、今後の障がい者の権利保障の政策議論として扱われるべき論点を示し意欲的に取組んでいる点において評価される。

萱沼美香